

## 北方領土隣接地域への修学旅行等の誘致促進の取組について

平成30年4月17日  
内閣府北方対策本部

### 1 趣旨

次代を担う若い世代の北方領土問題に対する関心を喚起するためには、北方領土を直に見たり、元島民の方々から話を聞くなどする機会を提供することが極めて有効であることから、内閣府北方対策本部では、本年度から、これまでの北方領土に隣接する地域の一市四町（根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町。以下「隣接地域」という。）への修学旅行等の補助を拡充するとともに、新たに修学旅行を担当する教員等を対象にした「下見ツアー（仮称）」を実施することにより、修学旅行等の誘致を促進するもの。

### 2 取組内容

#### (1) 修学旅行等補助の拡充等

平成15年度より実施している、隣接地域での北方領土学習プログラムを取り入れた修学旅行等の経費の補助を以下のとおり拡充等する。

（主な拡充等の内容）

- バスの借上げ費用の補助（1人1,000円→全額）【拡充】
- 道東3空港（中標津、釧路、女満別）を利用する場合、航空運賃を補助（1人片道2,000円）【新規】
- 北方領土学習プログラム以外のプログラムの補助（1人1,500円まで→1人1プログラム1,500円以内かつ最大3プログラム）【拡充】
- ※ 北方領土学習プログラムの補助（全額）【継続】  
一部補助分の上限額を撤廃（29年度までは1人当たり5,000円もしくは1校当たり300,000円のどちらか低い額を上限）

#### (2) 下見ツアー（仮称）の実施

本年度から、隣接地域での北方領土学習プログラムを取り入れた修学旅行等の実施を更に促進するため、以下のとおり、修学旅行を担当する教員等を対象にした下見ツアーを実施する。

（下見ツアーの概要） ※現時点における予定。

- 時 期：本年8月に複数回実施
- 出 発 地：首都圏及び関西
- 期 間：2泊3日
- 規 模：各回十数人程度
- 募集時期：5月以降 ※委託事業者選定後に詳細決定。